

令和3年3月2日
 県立図書館・障がい福祉課

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）の策定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 1月22日（金）～2月12日（金）
- (2) 周知方法
 - ・ 県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
 - ・ 県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口及び各市町村立図書館にチラシを配架
 - ・ 新聞広告を掲載
 - ※チラシには、視覚障がい者等に配慮し、音声コードを掲載
- (3) 意見数 54件（10名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【研修の実施・人材育成】 読書をする上での手助けとなる機器の使い方等の研修が必要である。また、研修等を増やし書籍の音声化の専門家の育成も行うべきである。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等の紹介、利用方法に関する相談、訪問による支援や講習の開催を行うとともに、音声化等の人材育成や活動支援等に計画的に取り組むこととしている。</p>
<p>【周知及び啓発】 県立図書館を中心としてライトハウス点字図書館、各市町村立図書館、学校図書館が連携しネットワークを強化して取り組むことを、県民にしっかり周知する広報活動を行ってほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 県政だよりへの掲載やチラシの配布等により広く県民に周知し啓発に努めるとともに、支援を必要とする視覚障がい者等に情報が届くよう音声読み上げに対応したWebページを制作するなど周知方法を工夫することとしている。</p>
<p>【わかりやすい用語の使用】 専門的な用語が多くわかりにくい。</p>	<p>【計画案に反映する】 読書バリアフリー法や国基本計画の表現に合わせて記載しているが、わかりやすいものとなるよう、専門用語に対応した用語集を設ける。</p>
<p>【その他】 全県で、この取組が実効的に推進されるよう県内市町村へ計画策定を働きかけるべき。</p>	<p>読書バリアフリー法において、地方公共団体において計画策定に努めることとされており、県内全域で取組が進むよう、市町村へも計画策定を呼びかけていく。</p>

2 県計画（案）の概要

- (1) 計画の期間
 - 令和3年度から令和7年度までの5年間
- (2) 計画の趣旨
 - ・ 読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるもの。
 - ・ 県立図書館、ライトハウス点字図書館及び市町村立図書館等が連携し、視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等や製作人材・図書館サービス人材の育成等を行い、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進する。

3 今後の予定

令和3年3月上旬 第3回鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催
 3月中 計画の策定